宿　泊　約　款

第１条【本約款の適用範囲】

(1)　アカギ・グランピング・ヴィレッジ（以下「当施設」といいます）に関する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

(2)　当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

第２条【宿泊契約のお申込み】

当施設に宿泊予約のお申込みをされる方（以下「宿泊者」といいます）は、次の事項を当施設までお申し出いただきます。

なお、お申し出いただく個人情報は、法令の定めにより、宿泊業務全般を行うために使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。また、法令に基づき求められた場合を除き、お客様の個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

・宿泊者の氏名、住所、連絡先（電話番号）
・外国人の方は、国籍、旅券番号（パスポートの写しを取らせていただきます）
・その他当施設が必要と認めた事項

第３条【宿泊契約の成立等】

(1)　宿泊契約は、当施設が前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾を証明したときはこの限りではありません。

(2)　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当施設が指定する日までにお支払いいただきます。

(3)　第２項の宿泊料金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第４条【宿泊契約締結の拒否】

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

１．宿泊の申込がこの約款に反するとき。
２．満室により施設の余裕がないとき。
３．宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
４．宿泊しようとする者に、次に該当する者がいるとき。
　①「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）
　②暴力団等が事業活動を支配する法人とその他の団体又はその構成員
　③暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
５．宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
６．宿泊しようとする者が泥酔や、火薬類・凶器の持込等で、他のお客様又は従業員に著しく迷惑を及ぼす、または迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき。
７．宿泊しようとする者が第２条の申し出をしないとき、又は申し出に虚偽の内容を含むとき。
８．宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
９．天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
10．宿泊者に支払能力が無いと明らかに認められるとき。
11．宿泊者が当施設の定める利用規約に従わないとき。

第５条【宿泊者の契約解除権】

（１）宿泊者は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

（２）当施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第１に掲げるところにより、違約金（キャンセル料）を申し受けます。
（３）キャンセル料の支払いは、日本円にて、当施設が発行した請求書に基づき、現金または指定された口座へのお振込みにてお支払いください。ただし、当施設が認めたものに関しては、この限りではありません。
（４）当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後６時になっても当施設に到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし、処理することができます。
（５）前項の規定により、宿泊契約が解除されたものとみなされる場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、飛行機等、公共の交通機関の不着、その他宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第２項の違約金はいただきません。なお、車で来られる際の事故、トラブル、交通渋滞の理由による不着については該当しません。

第６条【当施設の契約解除権】
当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
１．宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。
２．宿泊約款及びこれに関連する契約の申込をする方、又は当施設を利用される方に次に該当する者がいるとき。
①暴力団等
②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
③暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
３．宿泊者が伝染病であると明らかに認められるとき。
４．宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
５．天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
６．決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

第７条【客室の使用時間】
宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、午後３時から翌日午前１０時（レイトチェックアウトにおいては翌日午前１１時）までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、客室を使用できる午後３時以降においても、客室の整備等により、やむを得ずお待ちいただくことがあります。

第８条【利用規則の遵守】
宿泊者は当施設においては「宿泊約款」に定める「利用規約」に従っていただきます。

第９条【料金の支払い】
（１）料金の支払いは、日本円又はクレジットカード、クレジットカード・コード決済による事前決済、もしくは当施設が認めた決済方法により、次に掲げる要領でお支払いください。ただし、当施設が認めたものに関しては、この限りではありません。
①宿泊料金は宿泊者がチェックアウトする際に、当施設の受付にてお支払いください（現地決済）。
②宿泊料金は宿泊者が宿泊予約のお申し込みをする際に、当施設が指定する決済ページにてお支払いください（事前決済）。
③前号を除き、当施設内において発生する料金は、当施設が指定した時期及び場所にてお支払いください。
（２）宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

第 10 条【宿泊者の責任】
（１）宿泊者の故意又は過失により、当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

（２）宿泊者の責めに帰する事由により、テント及びガゼボ（建物）の鍵を紛失した場合は、鍵の交換に要する費用の実費を申し受けます。

第 11 条【当施設の責任】

（１）当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

（２）当施設にお客様が携帯された物品を紛失された場合、当施設故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。

第 12 条【施設内の備品に関して】

当施設はすべての宿泊者に対し、平等なサービスの付与を目指しております。施設内の備品はすべて、当施設がすべての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。当施設内の備品を宿泊者が施設外に持ちだしたことが認められた場合は、賠償金を申し受けます。

第 13 条【宿泊者の手荷物又は携帯品の保管】

（１）当施設では一切の預託物の引き受けはいたしません。貴重品、高価なお持ち物、手荷物品は宿泊者にて管理を行うものとします。ただし、ご予約後に事前申告され、これを当施設が了解した場合に限り保管するものとします。また、事前申告なき預託・配送物についてはその受取を拒否できるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当施設は当該物品の管理等責任（損害）を負うものではありません。

（２）宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、当施設は原則として発見日を含めて７日間保管し、その間に宿泊者から返還の申し出がなされなかった場合には、これを当施設の判断において処分いたします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当施設にて任意に処分させていただきます。

（３）当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

第 14 条【駐車の責任】

宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。

第 15 条【客室の清掃について】

当施設は、連泊中の宿泊者の客室の清掃並びにシーツ交換は行っておりません。なお、事前（１日前）にご申告された場合、別表第２の料金にてご対応させていただきます。

第 16 条【インターネットサービスに関する免責事項】

コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても当施設は一切の責任を負いません。

また、コンピューター通信のご利用に当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第３者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 17 条【専属的合意管轄裁判所】

本約款及び当施設の宿泊に関する紛争については、前橋地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第１　取消料（第５条関係）

不泊	当日から７日前	８日から３０日前
１００％	１００％	５０％

※３０日前から宿泊料金の５０％、７日前から１００％発生します。

別表第２　連泊中の清掃並びにシーツ交換料（第 15 条関係）

清掃	シーツ交換	タオル交換（ご使用分）
５０００円	５００円	０円